

つくしだより

平成24年5月号



何をされるかが家族支援か？

—みんなねっとフォーラムから—

都連副会長 川崎洋子

去る3月2日、津田ホールで「私たちの求める家族支援」をテーマに開催されたフォーラムには、雨にも関わらず、会場は500名近くの人の熱気であふれました。

講演は佐藤純氏(京都ノートルダム女子大)で、「日本で家族支援をどのように実現していくか—イギリスの家族支援から考える—」を話されました。そもそもイギリスでは家族と同居する成人の子どもが少ないが、日本では同居する成人の子が多く、精神の当事者の同居率は75%と違いはありますが、家族支援に必要なこととして共通していることは、家族単位の個別支援です。イギリスでは、訪問型の支援が行われており、単身者もアウトリーチチームの支援により、自立生活が可能になっています。住まいの確保、所得保障、医療費無料など、私たちにとっては夢のようなことと思ってしまうのですが、いまこそその夢の実現に向かって進むときと佐藤氏は力説されました。家族と同居することも同居しないことも、

それほど大きな差がない精神保健医療

システムが私たちの住んでいる身近な

ところまでできていくことが必要で、そ

の実現のためには、家族と専門職、当

事者団体の協働で進めることを話され、

同感しました。特に佐藤氏は、家族の

人生に思いをはせることのできる専門

職を増やすことを強調されていました。

シンポジウムのテーマは「それぞれ

の立場と経験から家族支援を考える」

で、親の立場、子の立場、きょうだい

の立場からのシンポジストでした。

「親の立場」は息子さんと二人暮らし

の経験から母親が話されました。息

子さんとは現在入院中ですが、今後の方

向性として、「もう私は息子と一緒に暮

らすことはできない、もう疲れた！」

と別々での生活を考えました。主治医

にも相談し、退院後の一人暮らしの提

案をしてもらい、息子さんも何とか理

解したようです。このことを具体化す

るために、持ち家を売却し、母親は近

隣に開所したグループリビングに入居

しました。いま、息子の地域生活を考

えるにあたり、担当相談員がアセスメ

ントをし、ケアプランを作り、実施す

ること、また、住まいの場づくりが強く望まれると話を終えられました。

「子の立場」は、現職の精神科の女

医さんのお話でした。子の立場ですが、

精神科医ということで、親の立場やき

ょうだいの立場の方々の思いも共有で

き、精神疾患の人をささえる家族の重

荷を日々感じておられ、「私も統合失調

症の母親の症状に長年苦しめられまし

た。家族を不幸にしてしまうのは、統

合失調症という病気そのものではなく、

病気に対する正しい知識やケアがあま

りにも不足しているからです」の言葉

はまったく現状そのもので、医師の言

葉として印象に残りました。

「兄弟の立場」は、弟さんが当事者

の方でした。両親が世話をされていた

関係から、当初の病気との関わりは、

あまりなかったようですが、その後兄

妹で役割分担をして世話をしています。

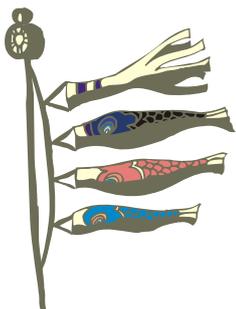
弟さんは作業所に通い、ご本人も家族

会の会長をされています。望むことは、

訪問型の地域医療の制度化、地域で生

活するための住まいの確保、所得保障、

就労支援を上げられていました。



障害年金相談事業について

都連理事 鈴木孝男

【はじめに】

平成24年1月から障害年金の受給についての相談業務を始めました。この相談は障害年金を受給に至るまでの課程で悩んでいる方の補助的役割が果たせるように始めました。障害年金の相談は色々な問題を含み、簡単に答えを出せる内容ではありません。年金の加入した日や、加入状況、そして障害を受けたきっかけになる疾病、初診日(最初に医療機関に診てもらった日)やその後の経過と状況。発病が年金に加入できる20才前か後なのかと、入り組んだ仕組みの中で検討していかなければなりません。また申請先窓口が行政機関であるので、より正確な情報が必要であり、間違った事項を記入し申請した場合その修正は非常に困難であります。そういう意味で一回だけの相談ではなく、情報を交換しつつ何回かの作業をしながら方向性を出していく作業が必要になります。



【年金の仕組みについて】

年金の基本的考えを理解し、学んでおかなければ年金制度を理解する事ができず、障害年金を申請することはできません。年金制度は障害年金だけではありません。年金は保険制度で賄われ、老齢年金が主になります。その課程の中で障害、遺族、寡婦等の年金があります。保険制度とは加入(保険料の支払い行為)した後、加入契約した内容の事故が起きた場合補償することが原則となっています。

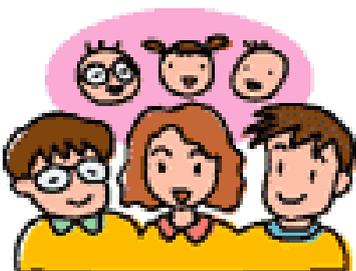
【障害年金相談を受けて】

今回の相談の中で障害年金を受給申請したが、障害年金を受給できなかった事例があります。20才で初診。誕生日は3月。年金保険料は区からの納付請求書が来てから支払いをしました。請求書は①20才到着日の翌年度(同年4月)分で請求書が到着次第支払いをしました。②前年度分の未払い分(誕生月の3月分)請求書は請求書到着後の7月に支払いをしました。障害年金の初診日は20才到着日の3月。その初診月分の保険料が初診日前には支払われていませんでした。障害年金請求日には初診日に当たる月分の保険料はすでに支払われているので障害年金受給は可能と思いましたが「初診日には年金に加入していなかった」と障害年金請求却下と

なりました。その決定に対し不服と思い再審請求をしました。しかし「20才時に国民年金加入手続きを自身でしていれば障害年金受給できていた」と結論付けられ、不支給を決定されました。この事例については当事者本人の父親が頑張り異議申し立てを何度もおこし健闘しましたが残念ながら受給は出来ませんでした。

【まとめ】

事例は行政側から言わせれば「無保険事例」に当たるものです。しかし「事後支払いにしても初診日にあたる月の保険料は支払っているのだから障害年金受給権はある」と本人家族は考えます。事例の相談者はこの事例をみんなに知らせてくださいとの強い要望がありました。この事例の結論は「20才になったら即年金に加入すること」です。特に1、3月生まれの方はご注意ください。



家族会紹介

あかね会

(世田谷区)



開放的な都市型病院の 中に

遅れてやってきた今年の春。桜は未だ蕾の4月2日、あかね会事務所を都連松沢副会長と安田で訪問しました。

場所は世田谷区、京王線千歳烏山駅下車。全国的に名を馳せた商店街を抜けた

昭和大学附属烏山病院敷地内にある、家族会専用の事務所。かつて敷地だった隣接には現在100メートルの高層マンションが病棟に面してそびえ立っています。

烏山病院は病棟も一新し、急性期対応を中心にした都市型精神科病院の感です。かつて有った病院と地域を隔てる塀はな

く、院内敷地の一部を地域に開放し、通勤・通学、散策に利用もされていることに隔世の感を抱きます。
**笑顔とお茶で
出迎え**
私たちが会事務所に入室すると、

新谷会長・高山前会長をはじめ、既に5、6名の役員の方々が笑顔と温かいお茶で迎えてくれました。

これだけ見ても、平素会の活動が組織的・活発に行われている印象を受けるものでした。

以下、松沢副会長が会の辿ってきた足跡とポイントとなる節目・日常活動などをインタビューする形ですすめられました。

あかね会は、昭和38年に病院患者家族会として結成されました。来年には50周年を迎えるとの事です。

精神科医療・制度と歩んだ50年の重み

歴史が古いだけでなく、当時の精神障がい者をめぐる社会の動向と切っても切り離せられない。また、精神科医療と制度・施策とも連動していることに先ず注目されました。

ライシャワー事件と家族会

高山前会長は、結成当時の5、6年の激動の渦中、家族会運動の先頭に立つてこられた方。

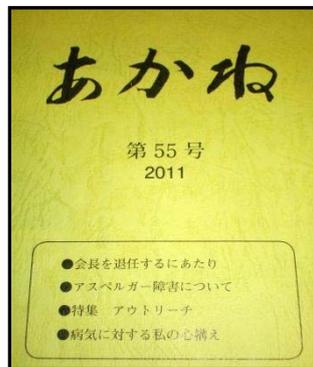
会が結成された翌年、あの駐米大使(ライシャワー氏)が、精神障がい者の青年に刺され、重傷を負った有名な事件が勃発。

高山氏は当時を振り返り・・・

「事件直後からマスコミは、精神障がい者野放し論と、危険視するキャンペーンを報道。

精神衛生法の改訂問題が浮上するなど、大きなうねりの中、全家連が結成された・・・」と、当時の新聞報道記事などを私たちに紹介しつつ、熱く語りました。

高山氏は全家連副会長の任に着き、以後の家族会運動へ大きな役割を果たしてきたことは関係者の中では周知のことです。



毎月の会報に加え、年に一度出されている「あかね誌」

病院患者家族会としていくつかの工 ピソード

さて、あかね会は現会員が約150名。会名称の由来は、当時の病棟名から取り付けられたとのこと。今も続く会報の題字「あかね」は、発足当時の院長自ら毛筆に記したものを今でも使われているとの事で(写真)、何れも病院家族会としての貴重な工ピソードだと感じました。(次号へ続く)

東京くし会支援者 安田學

西ブロック会議の報告

都連副会長 松原のり子

平成23年度第3回西地域ブロック会議は3月24日(土)大田区つばさ会と目黒区ひのき会の当番により、9単会21名の参加を得て大田区立消費者生活センターで開かれました。

「家族支援」というテーマでしたが、家族のニーズは、①福祉手当を支給してほしい②緊急時の対応が不十分である③居住施設を増やしてほしい、居場所的な施設がほしい、就労支援の充実、訪問支援の実施などでした。

高齢化問題・会員の減少などどこでも頭の痛い問題です。

でも「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定に向けて、100万人署名は63万筆集まり、地方議会から国への意見書提出も226自治体を超えたということ、大きな自信を持ちました。

この報告をまとめてみて、各家族会は置かれている条件はみな異なりますが、定例会を企画し、困り悩んでいる家族や当事者の相談に応じ、行政に対して何とかしてほしいと要望し、ほんとに頑張っていると思いました。今日出された家族の思いを共有し、当事者の自立と幸せを願い、一歩ずつでもみんなの前へ進みたいと思いました。



講演会のお知らせ

主催者名	日程	内 容
無年金障害者をなくす会 Tel:03-3207-5628	5/20(日)	『障害者新法?の動向』 ~無年金障害者問題と関連して~ 障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会委員 立教大学コミュニティ福祉学部 准教授 平野 方紹氏
新宿フレンズ 03-3987-9788	6/ 9(土)	統合失調症 妄想や幻聴にどう対応するか? 東邦大学医学部精神神経医学講座 教授 水野 雅文氏
世田谷さくら会 Tel:03-3308-1679	6/23(土)	成年後見制度 さくらハウス 統括責任者 烏山 克広氏
品川区かもめ会 Tel:03-3450-5207	6/23(土)	精神疾患と共により良く生きる 品川区地域生活安定化事業担当医 精神科医 波多野 美佳氏

※参加申込み、お問い合わせは、それぞれの主催者へお願いいたします。

編集後記

先月の4月号から新しい装いとなった「つくしだより」はいかがでしたでしょうか? 横書きから縦書きにしたこと、イラスト・写真を入れたこと等事務局嶋倉さんの苦心作です。ご意見・ご感想をお寄せ下さい。やはり、一番大切なことは掲載されている記事が良いかどうかだと思います。理事全員による編集会議で侃々諤々の議論を経て掲載記事を決めています。限られた紙面で皆様のお役に立つ紙面にするのも中々、大変な仕事だと感じてます。

この原稿を書いているこころ三日の20度を超す陽気でゆっくり目覚めていた桜が慌てて咲き出す様子が見えて、もう満開から散り始めています。この5月号が出る頃は、もう夏の暑さが気になるシーズンになっていることでしょう。

都連副会長

松沢 勝



★賛助会費★

今井康夫様より、賛助会費(個人1口2000円)1口 頂きました。ありがとうございます。

(平成24年4月1日〜30日現在)